

小平市の税金

平成18年度課税から改正された個人住民税の概要

（1）老年者控除の廃止

老年者控除	平成17年度	平成18年度
	48万円	廃止

（2）公的年金等控除額の変更（65歳以上の方）

平成18年度から	年金収入金額	年金所得金額	左表で求めた金額が所得になります。
	330万円以下	「年金収入」-120万円	
	～410万円以下	「年金収入」×0.75- 37万5千円	
	～770万円以下	「年金収入」×0.85- 78万5千円	
	770万円超	「年金収入」×0.95-155万5千円	

※「年金収入」は複数の個所から受給している場合は合計額となります。
 ※「遺族年金」、「障害年金」などは上表の計算には含まれません。
 ※「年金収入」は申告者自身のものの合計で、申告者以外の世帯員が受給する年金は合計しません。

（3）65歳以上で、前年の合計所得金額が125万円以下の方に適用されていた非課税措置が廃止

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
住民税	所得割	非課税	課税 (2/3を控除)	課税 (1/3を控除)
	均等割	非課税	※市民税 1,000円 都民税 300円	※市民税 2,000円 都民税 600円
税			※市民税 3,000円 都民税 1,000円	

平成17年1月1日現在で65歳に達していた方（昭和15年1月2日以前に生まれた方）は、平成18年度・19年度は経過措置（所得割・均等割税額の控除）があります。
 ※均等割の税額について、平成18年度は本来の税額（市民税3,000円、都民税1,000円）の2/3を控除した金額になっています。

（4）定率減税の縮減

平成18年度の定率減税は、所得割額の7.5%（上限2万円）となります。

（5）非課税基準の変更

個人住民税の均等割、所得割には、それぞれ非課税基準が設けられていますが、平成18年度からその基準が変更されます。

		非課税基準	
平成17年度	所得割非課税	所得金額≤35万円×(本人・控除対象配偶者・扶養家族の合計数)＋加算額22万円	所得割非課税
平成18年度	所得割非課税	所得金額≤35万円×(本人・控除対象配偶者・扶養家族の合計数)＋加算額35万円	所得割非課税
平成18年度	均等割非課税	所得金額≤35万円×(本人・控除対象配偶者・扶養家族の合計数)＋加算額21万円	均等割非課税
平成18年度	均等割非課税	所得金額≤35万円×(本人・控除対象配偶者・扶養家族の合計数)＋加算額32万円	均等割非課税

※加算額は、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算します。
 ※参考）夫婦と子が2人いる家庭（妻と子は収入がないものとする）の、夫の非課税限度額

平成17年度		平成18年度	
均等割が非課税	所得が162万円(給与収入で約257万円)まで	所得が161万円(給与収入で約255万円)まで	
所得割が非課税	所得が175万円(給与収入で約275万円)まで	所得が172万円(給与収入で約271万円)まで	

※ここからさらに扶養親族が1人増えると、35万円分非課税限度額が上がります（上表の給与額より金額が高くて非課税になることがあります）。

個人住民税

納税義務者

平成18年度個人住民税（市民税・都民税）の納税義務者は、平成18年1月1日（賦課期日）現在で、次に該当する方です。
 △市内に住所がある方
 △市内に住所はないが家庭敷や事務所・事業所などがある方

住民税と所得税の違い

個人住民税と所得税は、ともに個人の所得に対して課税される税で、課税の対象となる所得の年分は同じですが、課税方法などに違いがあります。主な相違点は表1のとおりです。

課税までの流れ	納付方法	取扱機関
所得税	①平成17年1月～12月の毎月の給与やボーナスから天引きされ、年末調整で精算されます。 ②平成18年2月16日～3月15日に確定申告をして納付します。	税務署
住民税	①特別徴収の方 平成18年6月～平成19年5月の毎月の給与から天引き（特別徴収）されます。ボーナスからの天引きや年末調整はありません。 ②普通徴収の方 平成18年6月・8月・10月、平成19年1月の4回に分けて納めいただきます。納税通知書は、市から送付されます。 ※平成18年度に課税の対象となる所得は、平成17年中に得たものです。（前年の所得に応じて課税されます。平成18年1月以降に得た所得に係る住民税は平成19年6月から課税されます。）	市役所

納税義務者

平成18年度分の固定資産税・都市計画税は、平成18年1月1日現在、土地・家屋・償却資産の所有者として、固定資産課税台帳に登録されている方が、納税義務者になります。
 したがって、平成18年中に売買などによって所有者が変わっても納税義務者は変わりません。
 なお、売買契約などで所有期間に応じ、固定資産税の負担割合を売り主と買い手の双方に割りあけることがありす。

納税通知書を発送

平成18年度の市民税・都民税納税通知書（普通徴収の方）を、次のお取り扱いをお願いします。なお、特別徴収（給与天引き）の方の税額通知書は、すでに勤務先へ発送済みです。
 ▽普通徴収（年4回に分けて個人で納めていただく方）：6月6日（火）
 ※市民税・都民税を口座振替で納付される方は、口座振替納税者用の納税通知書を送付します。

固定資産税

固定資産税は、平成18年1月1日現在、土地・家屋・償却資産の所有者として、固定資産課税台帳に登録されている方が、納税義務者になります。
 したがって、平成18年中に売買などによって所有者が変わっても納税義務者は変わりません。
 なお、売買契約などで所有期間に応じ、固定資産税の負担割合を売り主と買い手の双方に割りあけることがありす。

都市計画税

都市計画税は、平成18年1月1日現在、土地・家屋・償却資産の所有者として、固定資産課税台帳に登録されている方が、納税義務者になります。
 したがって、平成18年中に売買などによって所有者が変わっても納税義務者は変わりません。
 なお、売買契約などで所有期間に応じ、固定資産税の負担割合を売り主と買い手の双方に割りあけることがありす。

住宅用地の特例措置

居住用家屋の敷地として使われている用地については、その税負担を軽減する特例措置が設けられています。これは、200平方メートル以下の住宅用地（200平方メートルを超える場合は、住宅1戸当たり200平方メートルの部分）を、その課税標準額は評価額の6分の1（都市計画税は3分の1）の額とし、小規模住宅用地以外の住宅用地については3分の1（都市計画税は3分の2）の額とする特例措置です。
 このため、住宅を取り壊して更地にしたり駐車場などに活用した場合、家屋の固定資産税・都市計画税は無くなりますが、土地については住宅用地の特例措置は受けられなくなります。
 逆に、事務所・店舗などを住宅の用途に変更した場合は、申告すると、住宅用地の特例措置が受けられなくなります。

未分筆道の非課税

所有する土地の一部を分筆して、地価の動向にかかわらずすべての土地の税額が上がっているのに対し、地価が下がっているの土地の税額が下がっているの土地の税額が上がるの土地により異なりますが、多くの場合、前年度の課税標準額を今年度の評価額（住宅用地などは特例適用後の額）の5%を加えた額が今年度の課税標準額になります。税額は、この課税標準額に税率をかけて算出された額になります。

新築住宅の減額措置

新築された住宅については、専用住宅であれば、50平方メートル以上200平方メートル以下の床面積など一定の要件に該当すれば、固定資産税が一定期間減額される制度があります。
 これは、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分、百分の10の割合で減額されます。

表2 住民税（市民税・都民税）の所得割の税率							
市民税	（※）課税総所得			（※）課税総所得			
	税率	速算控除	速算控除	税率	速算控除	速算控除	
市民税	～200万円	3%	0	～700万円	2%	0	
	～700万円	8%	10万円		700万円超	3%	7万円
	700万円超	10%	24万円		700万円超	3%	7万円

※課税総所得とは、配偶者控除や扶養控除など、所得から差し引ける控除を引き、残った額の1,000円未満を切り捨てたものです。

証明書の提出

平成18年度の市民税・都民税課税・非課税証明書が必要なる方は、6月6日（火）から証明書発行の申請を受け付けます（特別徴収の方は5月10日（水）から受け付けています）。

証明書の提出

平成18年度の市民税・都民税課税・非課税証明書が必要なる方は、6月6日（火）から証明書発行の申請を受け付けます（特別徴収の方は5月10日（水）から受け付けています）。

証明書の提出

課税までの流れ	納付方法	取扱機関
所得税	①平成17年1月～12月の毎月の給与やボーナスから天引きされ、年末調整で精算されます。 ②平成18年2月16日～3月15日に確定申告をして納付します。	税務署
住民税	①特別徴収の方 平成18年6月～平成19年5月の毎月の給与から天引き（特別徴収）されます。ボーナスからの天引きや年末調整はありません。 ②普通徴収の方 平成18年6月・8月・10月、平成19年1月の4回に分けて納めいただきます。納税通知書は、市から送付されます。 ※平成18年度に課税の対象となる所得は、平成17年中に得たものです。（前年の所得に応じて課税されます。平成18年1月以降に得た所得に係る住民税は平成19年6月から課税されます。）	市役所

証明書の提出

平成18年度の市民税・都民税課税・非課税証明書が必要なる方は、6月6日（火）から証明書発行の申請を受け付けます（特別徴収の方は5月10日（水）から受け付けています）。

証明書の提出

平成18年度の市民税・都民税課税・非課税証明書が必要なる方は、6月6日（火）から証明書発行の申請を受け付けます（特別徴収の方は5月10日（水）から受け付けています）。

証明書の提出

課税までの流れ	納付方法	取扱機関
所得税	①平成17年1月～12月の毎月の給与やボーナスから天引きされ、年末調整で精算されます。 ②平成18年2月16日～3月15日に確定申告をして納付します。	税務署
住民税	①特別徴収の方 平成18年6月～平成19年5月の毎月の給与から天引き（特別徴収）されます。ボーナスからの天引きや年末調整はありません。 ②普通徴収の方 平成18年6月・8月・10月、平成19年1月の4回に分けて納めいただきます。納税通知書は、市から送付されます。 ※平成18年度に課税の対象となる所得は、平成17年中に得たものです。（前年の所得に応じて課税されます。平成18年1月以降に得た所得に係る住民税は平成19年6月から課税されます。）	市役所

証明書の提出

平成18年度の市民税・都民税課税・非課税証明書が必要なる方は、6月6日（火）から証明書発行の申請を受け付けます（特別徴収の方は5月10日（水）から受け付けています）。

証明書の提出

平成18年度の市民税・都民税課税・非課税証明書が必要なる方は、6月6日（火）から証明書発行の申請を受け付けます（特別徴収の方は5月10日（水）から受け付けています）。

証明書の提出



コーポール日本代表 国際大会に出場

小平市を拠点に練習を行っているコーポールクラブ東京の皆さんが、6月末に開催される国際大会（台湾）に出場するにあたり、市長を表敬訪問しました。
 コーポールは、子どもから高齢者まで幅広い世代が楽しめる球技です。さらに普及させるためにも、日本代表として頑張りたいと、意気込みを語ってくれました。

償却資産

市内で事業を経営している法人や個人の方は、その事業のために用いる機械や設備などの資産の所有状況を申告するよう義務付けられています。
 これらの事業用資産は償却資産と呼ばれ、土地、家屋とともに固定資産税の対象となっています。

償却資産

市内で事業を経営している法人や個人の方は、その事業のために用いる機械や設備などの資産の所有状況を申告するよう義務付けられています。
 これらの事業用資産は償却資産と呼ばれ、土地、家屋とともに固定資産税の対象となっています。

償却資産

市内で事業を経営している法人や個人の方は、その事業のために用いる機械や設備などの資産の所有状況を申告するよう義務付けられています。
 これらの事業用資産は償却資産と呼ばれ、土地、家屋とともに固定資産税の対象となっています。

償却資産

市内で事業を経営している法人や個人の方は、その事業のために用いる機械や設備などの資産の所有状況を申告するよう義務付けられています。
 これらの事業用資産は償却資産と呼ばれ、土地、家屋とともに固定資産税の対象となっています。

償却資産

市内で事業を経営している法人や個人の方は、その事業のために用いる機械や設備などの資産の所有状況を申告するよう義務付けられています。
 これらの事業用資産は償却資産と呼ばれ、土地、家屋とともに固定資産税の対象となっています。

償却資産

市内で事業を経営している法人や個人の方は、その事業のために用いる機械や設備などの資産の所有状況を申告するよう義務付けられています。
 これらの事業用資産は償却資産と呼ばれ、土地、家屋とともに固定資産税の対象となっています。

償却資産

市内で事業を経営している法人や個人の方は、その事業のために用いる機械や設備などの資産の所有状況を申告するよう義務付けられています。
 これらの事業用資産は償却資産と呼ばれ、土地、家屋とともに固定資産税の対象となっています。

償却資産

市内で事業を経営している法人や個人の方は、その事業のために用いる機械や設備などの資産の所有状況を申告するよう義務付けられています。
 これらの事業用資産は償却資産と呼ばれ、土地、家屋とともに固定資産税の対象となっています。

償却資産

市内で事業を経営している法人や個人の方は、その事業のために用いる機械や設備などの資産の所有状況を申告するよう義務付けられています。
 これらの事業用資産は償却資産と呼ばれ、土地、家屋とともに固定資産税の対象となっています。

納税には便利な口座振替を

市税の納付には、金融機関などがあったり口座から自動的に納付してくれる便利な口座振替をご利用ください。
 申込方法 ▽金融機関・郵便局へ申込み：納税通知書とお預金通帳、届出印をお持ちになれば簡単に手続きができます。なお、市外の金融機関などには口座振替依頼書が置いていない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

納税には便利な口座振替を

市税の納付には、金融機関などがあったり口座から自動的に納付してくれる便利な口座振替をご利用ください。
 申込方法 ▽金融機関・郵便局へ申込み：納税通知書とお預金通帳、届出印をお持ちになれば簡単に手続きができます。なお、市外の金融機関などには口座振替依頼書が置いていない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

納税には便利な口座振替を

市税の納付には、金融機関などがあったり口座から自動的に納付してくれる便利な口座振替をご利用ください。
 申込方法 ▽金融機関・郵便局へ申込み：納税通知書とお預金通帳、届出印をお持ちになれば簡単に手続きができます。なお、市外の金融機関などには口座振替依頼書が置いていない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

納税には便利な口座振替を

市税の納付には、金融機関などがあったり口座から自動的に納付してくれる便利な口座振替をご利用ください。
 申込方法 ▽金融機関・郵便局へ申込み：納税通知書とお預金通帳、届出印をお持ちになれば簡単に手続きができます。なお、市外の金融機関などには口座振替依頼書が置いていない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

納税には便利な口座振替を

市税の納付には、金融機関などがあったり口座から自動的に納付してくれる便利な口座振替をご利用ください。
 申込方法 ▽金融機関・郵便局へ申込み：納税通知書とお預金通帳、届出印をお持ちになれば簡単に手続きができます。なお、市外の金融機関などには口座振替依頼書が置いていない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

納税には便利な口座振替を

市税の納付には、金融機関などがあったり口座から自動的に納付してくれる便利な口座振替をご利用ください。
 申込方法 ▽金融機関・郵便局へ申込み：納税通知書とお預金通帳、届出印をお持ちになれば簡単に手続きができます。なお、市外の金融機関などには口座振替依頼書が置いていない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

納税には便利な口座振替を

市税の納付には、金融機関などがあったり口座から自動的に納付してくれる便利な口座振替をご利用ください。
 申込方法 ▽金融機関・郵便局へ申込み：納税通知書とお預金通帳、届出印をお持ちになれば簡単に手続きができます。なお、市外の金融機関などには口座振替依頼書が置いていない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

納税には便利な口座振替を

市税の納付には、金融機関などがあったり口座から自動的に納付してくれる便利な口座振替をご利用ください。
 申込方法 ▽金融機関・郵便局へ申込み：納税通知書とお預金通帳、届出印をお持ちになれば簡単に手続きができます。なお、市外の金融機関などには口座振替依頼書が置いていない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

納税には便利な口座振替を

市税の納付には、金融機関などがあったり口座から自動的に納付してくれる便利な口座振替をご利用ください。
 申込方法 ▽金融機関・郵便局へ申込み：納税通知書とお預金通帳、届出印をお持ちになれば簡単に手続きができます。なお、市外の金融機関などには口座振替依頼書が置いていない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

納税には便利な口座振替を

市税の納付には、金融機関などがあったり口座から自動的に納付してくれる便利な口座振替をご利用ください。
 申込方法 ▽金融機関・郵便局へ申込み：納税通知書とお預金通帳、届出印をお持ちになれば簡単に手続きができます。なお、市外の金融機関などには口座振替依頼書が置いていない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

納税には便利な口座振替を

市税の納付には、金融機関などがあったり口座から自動的に納付してくれる便利な口座振替をご利用ください。
 申込方法 ▽金融機関・郵便局へ申込み：納税通知書とお預金通帳、届出印をお持ちになれば簡単に手続きができます。なお、市外の金融機関などには口座振替依頼書が置いていない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

納税には便利な口座振替を

市税の納付には、金融機関などがあったり口座から自動的に納付してくれる便利な口座振替をご利用ください。
 申込方法 ▽金融機関・郵便局へ申込み：納税通知書とお預金通帳、届出印をお持ちになれば簡単に手続きができます。なお、市外の金融機関などには口座振替依頼書が置いていない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

納税には便利な口座振替を

市税の納付には、金融機関などがあったり口座から自動的に納付してくれる便利な口座振替をご利用ください。
 申込方法 ▽金融機関・郵便局へ申込み：納税通知書とお預金通帳、届出印をお持ちになれば簡単に手続きができます。なお、市外の金融機関などには口座振替依頼書が置いていない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

納税には便利な口座振替を

市税の納付には、金融機関などがあったり口座から自動的に納付してくれる便利な口座振替をご利用ください。
 申込方法 ▽金融機関・郵便局へ申込み：納税通知書とお預金通帳、届出印をお持ちになれば簡単に手続きができます。なお、市外の金融機関などには口座振替依頼書が置いていない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

納税には便利な口座振替を

市税の納付には、金融機関などがあったり口座から自動的に納付してくれる便利な口座振替をご利用ください。
 申込方法 ▽金融機関・郵便局へ申込み：納税通知書とお預金通帳、届出印をお持ちになれば簡単に手続きができます。なお、市外の金融機関などには口座振替依頼書が置いていない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

納税には便利な口座振替を

市税の納付には、金融機関などがあったり口座から自動的に納付してくれる便利な口座振替をご利用ください。
 申込方法 ▽金融機関・郵便局へ申込み：納税通知書とお預金通帳、届出印をお持ちになれば簡単に手続きができます。なお、市外の金融機関などには口座振替依頼書が置いていない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

納税には便利な口座振替を

市税の納付には、金融機関などがあったり口座から自動的に納付してくれる便利な口座振替をご利用ください。
 申込方法 ▽金融機関・郵便局へ申込み：納税通知書とお預金通帳、届出印をお持ちになれば簡単に手続きができます。なお、市外の金融機関などには口座振替依頼書が置いていない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

納税には便利な口座振替を

市税の納付には、金融機関などがあったり口座から自動的に納付してくれる便利な口座振替をご利用ください。
 申込方法 ▽金融機関・郵便局へ申込み：納税通知書とお預金通帳、届出印をお持ちになれば簡単に手続きができます。なお、市外の金融機関などには口座振替依頼書が置いていない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

納税には便利な口座振替を

市税の納付には、金融機関などがあったり口座から自動的に納付してくれる便利な口座振替をご利用ください。
 申込方法 ▽金融機関・郵便局へ申込み：納税通知書とお預金通帳、届出印をお持ちになれば簡単に手続きができます。なお、市外の金融機関などには口座振替依頼書が置いていない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

納税には便利な口座振替を

市税の納付には、金融機関などがあったり口座から自動的に納付してくれる便利な口座振替をご利用ください。
 申込方法 ▽金融機関・郵便局へ申込み：納税通知書とお預金通帳、届出印をお持ちになれば簡単に手続きができます。なお、市外の金融機関などには口座振替依頼書が置いていない場合がありますので、事前にお問い合わせください。